

## 外国人向け相談窓口一覧 (日本語を自由に話せない・読むことができない外国人向け)

相談内容	対象言語	対応する機関・相談窓口名	相談方法・注意点	相談日時
外国人であることを理由とした差別待遇	英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語	徳島地方法務局人権擁護課 (外国語人権相談ダイヤル) 0570-090-911	面接、 電話による相談受付 0570-090-911 相談者、法務局、通訳者との3者間通話(来所の場合も含む) 面接による相談の場合でも外国語人権相談ダイヤルを利用し、3者間通話をしながら相談をお受けします。	平日:9:00~17:00
配偶者等の暴力、離婚に関する相談	英語 (応相談)	中央こども女性相談センター 088-652-5503	来所による相談受付  電話、メールによる相談不可	平日:10:00~15:00
日本の法制度や相談窓口等の情報提供	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語	日本司法支援センター徳島地方事務所(法テラス徳島) 050-3383-5575	法テラス多言語情報提供サービス: 電話による相談受付(利用者、通訳者、法テラス地方事務所の3者間通話) 0570-078377	平日:9:00~17:00

**(注) 電話・来所による相談については、平日以外に窓口が開設されている機関であっても年末年始は相談を受け付けておりません。**